

# 岐阜市立女子短期大学運営委員会規程

令和元年6月26日制定

## (設置)

第1条 学則第1条第8項の規定に基づき、本学に岐阜市立女子短期大学運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (目的)

第2条 委員会は、本学の教育及び運営に関する事項について協議及び評価し、その意見や評価の結果を大学教育及び運営に反映させることを目的とする。

## (協議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 大学の教育及び学問に関する事項
- (2) 大学の運営に関する事項
- (3) 大学評価に関する事項
- (4) その他学長が必要と認める事項

## (組織)

第4条 委員会の委員の定数は10人以内とし、次に掲げる者につき、学長が執行部会議の意見を聴き任命する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 本学教職員 4人以内
- (3) 市政関係者 1人

2 前条第1号の委員は、2名以上とする。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときはその都度補充し、その補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

## (委員の役割)

第6条 委員は、委員長の求めに応じ、その目的を達成するため意見を述べるものとする。

## (会議)

第7条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰し、必要に応じて会議を招集する。

3 委員会は、原則として年1回以上開催する。

4 委員長は、必要に応じて、教職員を委員会に出席させることができる。

## (報告)

第8条 委員の意見は、委員会の意見として取りまとめ、その概要を公表するものとする。

## (秘密の保持)

第9条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、その職を退いた後もまた同様とする。

## (庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局において総括し処理する。

## (その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

## 附則

この規程は、令和元年6月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。